申告期間

2月16日金~

税 の申告が始まります 来月から

2月16日 金から市民税・都民税の申告期間となります。なお、所得税の確定申告は東村山税務署が管轄する業務となります。 申告期間中に限り、市でも確定申告の受付を行いますが、相談できない内容もありますので、来庁前に必ず詳細をご確認ください。 ※前年の収入(所得)や控除を申告することは、市民税・都民税の税額の算定や、各種保険料の算定、福祉関連手当などの判定、課 税・非課税証明書の発行をするために必要です。

※期間を過ぎてから申告をした場合、課税決定が遅れ、課税・非課税証明書の発行時期が遅れます。普通徴収(個人納付)の場合は、 納期限が過ぎると通常4回ある納期が減り、1回あたりの納税額が多くなりますのでご注意ください。

▶市民税課**□ a** 042-460-9827・9828

所得税の

確定申告をしてください

(スマートフォンからがおすすめです) 東村山税務署 1042-394-6811

◆ 東村山税務署からのお知らせ ◆

申告書作成会場

日 2月16日金~3月15日金 午前8時30分~午後4時(提出は午後

※出・旧・祝を除く。ただし、2月 25日(日)は開設

※駐車スペースはありません

入場整理券を配付します

混雑回避のため、入場は「入場整理 券」の事前発行を優先とします。 ※当日券も配付しますが、配付状況に よって受付を早めに締め切ります。 ※国税庁LINE公式アカウントで、日 時指定の「入場整理券」が入手可能です。

確定申告書は スマートフォンで作成できます

ご自身のスマートフォンとマイナン バーカードを使用して、国税庁ホーム ページの「確定申告書等作 成コーナー」から作成・提

詳しくはこちら➡

出することができます。

作成コーナ-

つでもチェック✓が入った方は

市でご相談・お預かりできる 所得税の確定申告書

- ●提出のみの方 税額の計算まで内容が全て記入済み の申告書
- ●簡易な申告の方 給与所得者の還付申告・公的年金(個 人年金所得を含む)の申告など

※詳細は下記をご覧ください。

市民税・都民税&所得税早分かりチャート

- □ 年末調整を受けていない給与収入がある(例:中途退職・アルバイト・年収2,000万円超の方など)
- □ 給与所得の年末調整は受けたが、それ以外の所得が20万円を超えている
- □ 2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をしなかった給与収入の合計が20万円を超えている
- **□** 給与所得の年末調整は受けたが、その他の控除(医療費控除^αਣ)があり、所得税の還付が受けられる
- 公的年金等の収入が400万円を超えている
- □ 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超えている
- 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得は20万円以下だが、医療費控除などの所得控 除があり、所得税の還付を受けられる
- │ 土地・建物などの譲渡所得、生命保険の満期返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある
- 事業所得や不動産所得などがあり所得税を納める必要がある。または予定納税・源泉徴収に係る所得 税の還付を受けられる
- **| 純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける**

※所得税は、所得金額・所得控除金額などにより計算した所得税額よりも、源泉徴収税額や予定納税額が 多い場合に、その差額が還付されます。還付を受けられるかどうかは税務署にご確認ください。

一つも当てはまらない方は



- 給与収入のみで、所得控除などの内容をすべて記載した「給与支払報告書」が勤務先から市に提出され ている
- 公的年金等の収入のみで、所得控除などの内容をすべて記載した「公的年金等支払報告書」が支払者か ら市に提出されている
- | 市内に居住する人の税法上の扶養親族であり、前年の合計所得金額が45万円以下である
- 令和6年1月1日時点で、居住地が西東京市以外の方(令和6年度の申告については、令和6年1月1 日にお住まいの自治体にお問い合わせください)

一つでもチェック✓が入った方は



申告は不要です

※収入がない方でも申告が必要な場合があります。(例)各種保険料(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護 保険など) や保育料の算定・非課税証明書の発行・福祉関連手当などの判定のため

市で相談をお受けできない所得税の確定申告

下記に該当する方は、東村山税務署にご相談ください。

- ●配当所得などの申告
- ●青色申告
- ●収支内訳書が未作成の事業所得の申告および不動産所得の申告
- ●土地、建物および株式などの売却による譲渡所得の申告
- ●住宅ローン控除の申告(初年度および住宅ローン控除申告書が未作成のもの)
- ●相続または贈与などに係る生命(損害)保険契約などに基づく年金所得の申告
- ●国外居住親族に係る扶養控除や市外居住の方の申告
- 過年分や亡くなった方の申告(令和4年分以前の申告)
- そのほか特殊な申告(例:雑損控除・災害減免・外国税額控除・仮想通貨の申告など)
- ※ご相談の必要がなく申告書の提出のみの場合は、お預かりできます。

確定申告の相談に必要となるもの

●マイナンバーカード(マイナンバーカードがない場合、番号確認書類および

本人確認書類)

- 令和 5 年中の所得が分かる書類 (源泉徴収票、支払調書など) ※お持ちでない場合、相談をお受けできません。
- ●各種控除を申告する方は、その証明書類(原本) (例)生命保険料の控除証明書、障害者手帳など
- ●作成済みの医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)
- ●申告者の□座番号が分かるもの(所得税還付申告の方)
- ※昨年確定申告をされた方はその控え
- ※提出書類は原本をお預かりするため、控えが必要な方は、事前に写しを取っ てください。

これまで上場株式などの配当所得などについては、所得税と市民税・都民税 で異なる課税方式(申告不要、総合課税または申告分離課税)を選択することが 可能となっていましたが、税制改正により、令和6年度(令和5年分)から所得 税と市民税・都民税で課税方式を一致させることになりました。